

平成 23 年度

第 4 回理事会

(平成 24 年 3 月 21 日開催)

議 案 書

財団法人 前川報恩会

目 次

議 案

第 1 号議案	平成 23 年度第 2 次補正収支予算の件 -----	3
第 2 号議案	平成 24 年度事業計画の件 -----	3
第 3 号議案	平成 24 年度収支予算の件 -----	3
第 4 号議案	平成 24 年度資産運用方針の件 -----	3
第 5 号議案	評議員改選候補者理事長一任の件 -----	4
第 6 号議案	移行方針及び移行申請時期の件 -----	4
第 7 号議案	定款の変更の案の件 -----	5
第 8 号議案	新法人移行後の平成 24 年度事業計画の件 -----	5
第 9 号議案	新法人移行後の平成 24 年度収支予算の件 -----	5
第 10 号議案	公益目的支出計画の件 -----	6
第 11 号議案	その他の移行申請書一式の件 -----	6
第 12 号議案	移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件 -----	6

第 1 号議案 平成 23 年度第 2 次補正収支予算の件

当財団では、平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災により、多大なる被害を受けた被災地の復興・復旧支援を行うべく、追加助成事業を行いました。しかし、平成 23 年度補正予算の計画の決定額よりも実際に交付した助成金額が下回り、若干の補正額が発生しております。

また、平成 23 年 8 月に前川昭一元理事より地位保全仮処分命令の申立て及び地位確認等請求の訴えがなされたことにより、弁護士報酬として約 1,000 万円（見込み）の支払手数料が発生いたしました。

これに伴い、実態を反映させた第 2 次補正予算案を別紙（添付資料 1）の通り作成いたしました。当該案につき、審議のうえ承認を求めます。

第 2 号議案 平成 24 年度事業計画の件

財団法人前川報恩会の平成 24 年度の事業計画案を別紙（添付資料 2）の通り作成いたしました。本件事業計画は、新法人への移行登記完了までのものとなっております。年度の途中で新法人へ移行した場合には、下記第 8 号議案にてご承認いただく「新法人移行後の平成 24 年度事業計画」に従って事業を行います。以上につき、審議のうえ承認を求めます。

第 3 号議案 平成 24 年度収支予算の件

財団法人前川報恩会の平成 24 年度の収支予算案を別紙（添付資料 3）の通り作成いたしました。本件収支予算も第 2 号議案と同様に、新法人への移行登記完了までの予算となっております。年度の途中で新法人へ移行した場合には、下記第 9 号議案にてご承認いただく「新法人移行後の平成 24 年度収支予算」に従って事業を行います。以上につき、審議のうえ承認を求めます。

第 4 号議案 平成 24 年度資産運用方針の件

資産運用規程（平成 22 年 7 月 16 日一部改定）第 9 条第 6 項の定めに従い、平成 24 年 3 月 7 日に平成 23 年度第 4 四半期資産運用委員会を開催し、当財団の平成 24 年度の資産運用方針として「元本の保全を前提とし、短期かつ流動性が高く、運用益の目安を 0.1%と設定し、資産運用を行う」と決定いたしました。当該方針につき、審議のうえ承認を求めます。

第5号議案 評議員改選候補者理事長一任の件

当財団寄付行為第21条第3項において準用する第19条第1項の定めにより、評議員の任期は「2年」となっております。平成22年度第1回理事会にて、平成22年7月1日から平成24年6月30日までを任期として改選し、その後、平成23年度第1回理事会にて平成23年6月24日から平成24年6月30日までを任期として一部評議員の変更を行いました。

従って、全ての評議員につき、平成24年6月30日をもって任期が満了するため、特例民法法人下においては上記の通り第21条第3項において準用する第19条第1項の定めに基づき、次回の理事会にて評議員の改選を行う必要がございます。

つきましては、次回の理事会開催前までに次期評議員候補者名簿を作成する必要があります。当該名簿を作成することを、前川正雄理事長に一任することにつき、審議のうえ承認を求めます。

なお、次回の理事会にて選任される評議員は、移行登記完了までの間が任期となります。

第6号議案 移行方針・移行申請時期の件

1. 移行方針

新公益法人制度改革に基づき、現在の財団法人は全て平成25年11月末までに一般財団法人若しくは公益財団法人へ移行することとなりました。当財団事務局においては、今般の新公益法人制度の詳細について慎重に調査し、検討を重ねてまいりました。

公益財団法人のメリットとして、①税制上の優遇が得られる点、②社会的信用度が高い点等が挙げられますが、役員構成に制限があることや、財産上の制約があるというデメリットもあります。

当財団においては、収益事業を行っていないため①税制優遇がなくとも、特に大きなデメリットにはならないと考えております。

また、②社会的信用につきましては、一般財団法人には事業運営に関する法律上の制限が殆どないことから、むしろ柔軟な対応が出来、社会の要請に十分お応えすることができると考えております。さらに、一般財団法人は、比較的自由に資産運用が行えるため、限られた資金を十分に活用し、安定した助成事業を継続的に行っていくことが可能であると考えます。

以上のことより、当財団は一般財団法人へ認可申請を行った方が良いのではないかと結論に至りました。審議のうえ承認を求めます。

2. 移行時期

新たな法人形態への移行期限である平成25年11月末日まで残り2年を切りましたが、既に移行を済ませている法人は未だ全体の約12%（平成22年12月末時点）に過ぎ

ません。平成24年度の後半には本格的な申請の殺到が予想されているため、当財団としては年度開始早々に移行申請を行なえるよう準備をしておきました。

事務局内にて策定致しました移行申請スケジュール（添付資料4）は、平成24年4月に内閣総理大臣に対し法人格移行の申請を行い、4～6ヶ月の審査期間を経た後、9月に内閣総理大臣より認可を取得し、取得後速やかに移行登記申請を完了させる予定でございます。

事務局内にて策定致しました上記スケジュールにつき、審議のうえ承認を求めます。

※ 第6号議案が可決された場合、一般財団法人へ移行することが確定いたします。

以下の第7号議案から第12号議案までは全て一般財団法人への移行方針が確定したことを前提とした議案でございますので、第6号議案の承認が得られた場合に限り、ご審議させていただくものとなります。

従いまして、第6号議案が否決された場合には、第7号議案から第12号議案までの議案につきご審議いただくことなく、閉会とさせていただきます。

第7号議案 定款の変更の案の件

定款の変更の案として、「一般財団法人前川報恩会新定款案」を別紙（添付資料5）の通り作成いたしました。現寄付行為（定款）及び新定款案の比較が出来るよう、新旧対照表となっております。また、重要な変更のある条文には、備考欄にて説明文を記載しております。当該案につき、審議のうえ承認を求めます。

第8号議案 新法人移行後の平成24年度事業計画の件

新法人移行後の平成24年度の事業計画案を別紙（添付資料6）の通り作成いたしました。本件計画は、一般財団法人への移行登記完了後に行う事業に関するものとなっております。当該計画につき、審議のうえ承認を求めます。

第9号議案 新法人移行後の平成24年度収支予算の件

新法人移行後の平成24年度の収支予算案を別紙（添付資料7）の通り作成いたしました。本件予算も第8号議案と同様に、一般財団法人への移行登記完了後に行う事業に関するものとなっております。当該予算につき、審議のうえ承認を求めます。

第 10 号議案 公益目的支出計画の件

新法人移行後に関する公益目的支出計画案を別紙（添付資料 8）の通り作成いたしました。審議のうえ承認を求めます。

なお、公益目的支出計画とは、これまで公益法人として活動してきた間に、税制上の優遇等により法人内部に留保した財産に相当する額（公益目的財産額）を計画的に公益目的のために支出していく計画をいいます。もっとも、当該計画は、法人の財産を全て消費してゼロにすることや「解散」を意味するものではありません。

第 11 号議案 その他の移行申請書一式の件

新法人移行後に関するその他の移行申請書一式を別紙（添付資料 9）の通り作成いたしました。こちらに定款の変更の案及びその他の必要書類を添付して、内閣府に申請いたします。本件につき、審議のうえ承認を求めます。

第 12 号議案 移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件

平成 23 年度第 2 回理事会及び評議員会にて、移行申請をする際に必要な申請書類の作成を前川正雄理事長に一任する旨の承認をいただきました。

以上の他、申請書一式を提出する前に行う最終確認、また、審査の過程及び認可取得後の移行登記完了までの間に、表記ミス等の単純な事項に関し加筆訂正を行う可能性がございます。このような諸雑務を前川正雄理事長に一任することにつき、審議のうえ承認を求めます。

以上